

(2) 母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進

親と子が生き生きと健やかに暮らし、育児不安を解消し、自信と夢を持って子育てできるような環境を整備するため、平成15年3月に策定した「野田市母子保健計画」に盛り込まれた施策等を展開しておりますが、特に、飲酒や喫煙をたしなむ女性が増加していることから、母子健康手帳交付時からきめ細かな保健指導の充実に努め、乳幼児期においては、朝食欠食等の食生活の乱れが生じている現状から食育を推進し、小児医療の充実とあわせ、思春期保健対策や子育て環境の整備の充実に努めます。

子どもや母親の健康の確保

母子健康手帳交付時から両親学級、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健康診査等きめ細かな保健指導に努めます。

(ア) 妊婦・乳児一般健康診査の促進〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

母子健康手帳交付時及び両親学級において本人に直接説明し、周知しています。

実績

〔妊婦、乳児一般健康診査の受診数〕

(平成15年度)

- ・妊婦一般健康診査受診数 2,126件
- ・乳児一般健康診査受診数 1,601件

【事業、実施等の課題】

母子保健計画においては、「低体重出生児や周産期死亡の低減を図るため、妊婦一般健康診査の周知徹底により受診勧奨を行い、妊娠中の異常を早期に発見し、的確に対応することで、正常な出産が迎えられるよう指導に努める」ととされています。

一般健康診査の利用の啓発を行い、引き続き適切な事業推進、継続的な事後指導が求められています。

【施策の方針】

乳児一般健康診査の利用については、あらゆる機会を通じて啓発・広報に努めます。

医療機関との連携強化については、健診（乳児のみ）の結果、異常があった場合、無料で精密健康診査が受けられるよう受診票の交付ができますので、医療機関との契約時に依頼します。また、市内の医療機関には医師会との懇談会の時に依頼していきます。

(イ) 妊産婦・新生児訪問指導の充実〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

訪問指導の促進については、年々委嘱する相談員が減少し、常勤保健師が訪問指導をカバーするとともに、妊婦訪問については、保健推進員の協力により実施しています。

実績

〔妊産婦・新生児訪問指導の充実〕

(平成 15 年度)

- ・ 訪問指導員委嘱数 5 名
- ・ 妊産婦訪問指導数 168 件
- ・ 新生児訪問指導数 150 件

【事業、実施等の課題】

母子保健計画においては、「より多くの新生児に対して訪問指導ができるよう、新生児訪問指導の制度について周知を図るとともに、訪問時の指導を充実することで、母親の育児不安を軽減し、自信を持って子育てできるよう支援を行う」こととされています。

【施策の方針】

子どもや母親の健康確保のため、訪問指導員及び常勤保健師による妊産婦・新生児の訪問指導を実施していますが、妊産婦や育児の不安によりきめ細かく対応できるよう、訪問指導を行う人材の確保に努めていきます。

(ウ) 保健推進員活動の充実 [既存] (保健センター)

【事業、施策等の現状】

保健推進員については、研修等で個々の推進員の資質の向上を図った上で、妊婦等訪問、未受診者勧奨、情報の提供などに活発な活動を依頼しています。

実績

(単位：人)

年度	妊婦	乳幼児	未受診	その他 (老人)	合計
平成 12 年度	541	1,024	396	0	1,961
13 年度	526	1,048	391	4	1,969
14 年度	887	1,023	379	0	2,289
15 年度	1,007	1,217	499	0	2,723

保健推進員の増員については、合併の際に関宿地域分として 19 名を増員して対応しています。

実績

年 度	実 績
平成 12 年度	保健推進員数 80 名
13 年度	〃
14 年度	〃
15 年度	99 名
16 年度	〃

【事業、実施等の課題】

今後、更に自主的な活動を期待する場合には、協議会として位置付けることについて検討する必要があります。

【施策の方針】

妊婦等訪問、未受診者勧奨、情報の提供などを行う保健推進員の自主的な活動をさらに期待するため、保健推進委員協議会としての位置付けを検討し、増員については対象者の複雑かつ多様化するニーズへの確な対応について検討していきます。

(エ) 保健師の適正な人員配置〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

保健師を保健、福祉、介護等の様々な部門に適切に配置することが合併調整を踏まえ、近隣市と同程度で職務に支障がないよう配置しました。

実績

〔配置状況〕

(平成 15 年度)

- ・野田市保健センター 10 名
- ・関宿保健センター 3 名
- ・在宅介護支援センター 1 名
- ・介護保険課 3 名

【事業、実施等の課題】

平成15年10月10日付けで、国から「地域における保健師の保健活動について」の指針が示されました。この中で保健師が住民に対する保健福祉サービスの総合的な提供及び地域における保健、医療、福祉等の包括的なシステムの構築とその具体的な運用において主要な役割を果たすものであることに鑑み、保健師を保健、福祉、介護等の様々な部門に適切に配置するとともに、保健師活動を組織横断的な立場から総合調整し、技術的及び専門的側面から指導を行う地域保健関連の企画調整部門等に配置することが求められています。

【施策の方針】

保健師を保健、福祉、介護等の様々な部門に適切に配置することが国から示されていますが、現時点では、合併調整を踏まえ近隣市と同等程度で職務に支障がないよう配置をしているところです。今後、業務内容に変化等があった場合には、業務に支障がないよう適正な人員配置に努力していきます。

(オ) 3か月・1歳6か月・3歳児健康診査の促進〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

乳幼児健康診査の重要性の啓発・周知については、該当者への通知や市報へ毎月日程を掲載することで対応したほか、保健推進員が、生後2か月児全員を訪問し啓発しています。

受診率の向上を図ることについては、未受診者への保健推進員の訪問による受診勧奨を引き続き実施して対応しています。

健診結果の有効活用とデータの一元化については、健康管理台帳システムを導入し、個人ごとの健康情報、健診受診結果や予防接種状況などのデータの一元化が図られ相談・指導に役立てています。

	種別	対象者数	受診率
平成15年度	3か月児健康診査	1,102人	97.4%
	1歳6か月児健康診査	1,201人	92.0%
	3歳児健康診査	1,291人	89.6%

【事業、実施等の課題】

乳幼児期は発育・発達が顕著であることから、健康診査によって発育・発達を確認し、時期にあわせた適切な情報提供や相談等の支援を行うことで正しい生活習慣の確立や健やかな成長・発達へとつなげていくことが必要です。また、発育・発達や親子関係が気になりな親子に対しては、きめ細かな関わりを持ち保健指導を充実することが大切です。

【施策の方針】

個人ごとの健康情報、健診受診結果や予防接種などのデータの一元化を図ることにより、指導や相談に役立てるとともに、広報や訪問により健康診査の促進に努めます。

1歳6か月児健康診査時に発達障害の観点を踏まえつつ、発育・発達や親子関係が気になりな親子に対しては、きめ細かな関わりを持ち保健指導を充実させていきます。

(カ) 母子健康教育（母子健康手帳の交付）の充実〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

母子健康手帳交付時に母子に対する相談相手としての保健センターの役割を説明し利用を勧めています。

データの一元化と有効活用については、平成 15 年度に健康管理台帳システムを導入し、現在、稼動中です。

【事業、実施等の課題】

母子保健計画においては、母子健康手帳について「新たに加わった父親の育児参加に関する内容についても周知を図る」こととされています。

3ヶ月・1歳6ヶ月・3歳児健康診査は発育・発達を確認し、時期にあわせた適切な情報提供や相談等の支援を行うことが求められています。

入力したデータを、今後の母子保健事業に活かしていくことが必要です。

【施策の方針】

母子健康教育（母子健康手帳の交付）は健康管理台帳システムにより、データを各種母子保健事業の健康教育・健康相談等に有効活用していきます。

(キ) 両親学級の充実〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

母子健康手帳交付時に初妊婦や配偶者への参加呼びかけをしています。

妊娠・出産・育児に関する教育内容の他、情報交換や仲間づくり、父親の育児参加を勧める機会となるよう運営等を行って、内容充実に努めています。

実績

（平成 15 年度）

・受講者延べ数 1,024 人

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、「両親学級」の認知度は 77.7%、利用意向のある方は 36.7%と高くなっています。

健診時の相談等では、インターネットの普及等に伴い、妊娠・出産・育児に関する情報が氾濫し、混乱している妊婦が多く見られます。

仕事を持つ妊婦が増えているが、母子健康手帳にとじ込んである「母性健康管理指導事項連絡カード」について、知っている人が少なくなっています。

子育ては両親で行うものであり父親の育児参加が不可欠なため、妊娠期から父性の育成が大切であり、母子保健計画においては、「両親学級においては、妊娠・出産・育児に関する指導内容に父親の育児参加を勧める内容を充実する」こととされています。

【施策の方針】

情報の氾濫で迷い悩んでいる妊婦と配偶者に対し、正しい知識を提供し必要な妊婦等には個別相談に応じていきます。

仕事を持つ妊婦が健康診査及び保健指導の結果、異常が認められた時は事業主に対して医師の証明のある「母性健康管理指導事項連絡カード」を活用するよう、母子健康手帳交付時や両親学級等で説明をしていきます。

引き続き両親学級においても、妊婦と配偶者が楽しい育児ができる学級運営を検討していきます。

(ク) 親子教室の充実・育児相談の充実〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

親子教室は幼児と親を対象に集団遊びを通して親子の関わり、行動、ことばの発達等の支援を行っています。また、育児相談は乳幼児の発育状態や育児上の問題、悩み等に対し個別相談を月2回行っています。

「子育て応援します」のチラシを作成し、情報の整理・一元化を図り、親子教室や育児相談等で配布しています。

保護者に対するより良い指導方法について、心理判定員・保育士等と検討しています。

発達上の問題が発見された場合には、小児科医師に紹介し医学的な指導を受けて事後指導にあたっています。

情報の一元化・集約として、13年度に「子育てガイドブック」に掲載したほか、「両親学級のしおり」に、妊娠、出産、育児に関する情報を一元化し、両親学級で配布しています。

実績

- ・親子教室
(平成15年度)
 - ・月2回開催 参加者延べ数 302人
- ・育児相談
(平成15年度)
 - ・相談者数 175人

【事業、実施等の課題】

子育てに関する意向調査において、「育児相談」の認知度は83.7%、利用意向のある方は54.9%となっています。

母子保健計画においては、「親子教室終了後は、保育所や幼稚園、更に医療や療育施設等、発達段階に応じた対応が必要であり、関係機関との更なる連携を図り、受け皿作りに努める」こととされています。

親子教室の回数の増加が求められています。

育児相談の充実は、今後も必要ですが育児相談と連動しながら、親の育児不安やストレスを緩和し、また、児童虐待の発生予防の観点からも、子どもを連れて集まれる場の提供が必要です。

【施策の方針】

親子教室の開催回数の増加希望に応えるために、支援体制について検討していきます。

育児相談と連動しながら親子で集まれる場の提供を検討していきます。

(ケ) 親子関係個別相談の充実 [既存] (保健センター)

【事業、施策等の現状】

職員体制の充実、相談体制の充実

平成12年度から保健師の増員を図ったことにより、随時に窓口または電話による専門的な立場に立って相談に応じることができるようになっていきます。

【事業、実施等の課題】

母子に関する地域や他機関の情報も把握し、引き続き相談には迅速・的確に対応することが求められています。

【施策の方針】

母子に関する地域や他機関の情報も把握し、相談には迅速・的確に対応することが求められていることから、把握した情報を整理して担当者間で共有し、随時の相談にも迅速・的確に対応していきます。

(コ) 健康づくり実践活動事業（健康づくりフェスティバル等）の推進〔既存〕
（保健センター）

【事業、施策等の現状】

個別の参加団体においては、テーマを設定し、生活習慣病予防に力点をおいた内容、または、子育て支援のための沐浴実習の再開（平成 13 年度）等、前年の反省点を踏まえ実施しています。

健康づくりについて広く市民に PR する場として、その内容をより一層充実することについて、参加団体コーナーの配置換えやスタンプラリーの導入を行って対応しています。また、13 団体の参加による各団体のテーマに基づいた内容（食生活展、体力測定、クイズ等）も実施しています。

実績

（平成 15 年度）

- ・健康づくりフェスティバルの開催 参加者：1,763 人

【事業、実施等の課題】

健康づくり講演会は国保年金課と例年共催で行っており、国保だより・ちらし・市報等で PR をしましたが、平成 15 年 6 月合併後の関宿地域には十分浸透しなかったため、今後は PR 方法を検討する必要があります。

健康づくりフェスティバルは関宿地域と2会場で行っていますが、合併後でもあり関宿地域の会場の参加者数（310人）が例年より少なかったため、近隣の公民館開催事業との同時開催やPR方法を検討する必要があります。

【施策の方針】

講演会・フェスティバルの実施にあたり、市内全域（特に関宿地域）に PR が行きわたるよう、PR 方法等を検討していきます。また、内容の充実については、引き続き関係団体と協議していきます。

(サ) 乳幼児の疾病と事故防止対策等に関する普及啓発の一層の推進 [未実施]

(保健センター)

【事業、施策等の現状】

事故防止についてのパンフレットとして、母子健康手帳と併せて「我が家の安心ガイドブック」を配布しています。

【事業、実施等の課題】

母子保健計画においても、現状と課題の中で、「乳幼児の死亡原因では、不慮の事故によるものが上位を占めていますが、事故の大部分は予防が可能であることから、発達段階に応じた事故防止法について家庭等への情報提供が必要」とされています。

事故防止についてのパンフレットとして「我が家の安心ガイドブック」を配布していますが、病気の状況、対応を含めた項目がないことから、掲載が求められています。

【施策の方針】

子どもに特有な病気や症状・事故等について、落ち着いて子どもを家庭で看護できる状況をつくるとともに、保護者の不安軽減を図るため、医療機関を受診するか、様子を見るかの判断や応急処置の方法についてお知らせし、必要に応じて適切な受診をするよう促すため、パンフレットを作成、配布します。

(シ) 育児学級の開設 [新規] (保健センター)

【事業、施策等の現状】

親が悩みや精神的な病気等を抱えたまま子育てを始めると、ますます育児上の問題が生じ、子どもの発育・発達に影響を及ぼしたり、自分から気軽に相談できる相手を見つけられず母親同士の交流も難しい親が増えています。このことから、健診事業等の関わりを通じ、個別に相談・指導を行っています。

【事業、実施等の課題】

同じ悩みを持つ親子同士が交流を持ったり、ストレスや育児不安の解消、育児能力の向上、虐待の未然防止、健やかな発達を支援するため、保健師等と気軽に話せる場の設置が必要とされています。

【施策の方針】

育児学級を開設し、妊娠、出産、子育ての一連の流れの中で、継続した支援体制を図っていきます。

食育の推進

乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保健センター調理室等を活用した食事作りなどに取り組みます。

(ア) 親子料理教室の充実〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

親子料理教室の更なる充実

従来から夏休み期間を利用し、親子での調理実習をしながら「食」への興味をもってもらうことを目的として実施しています。

実績

(平成 15 年度)

- ・親子料理教室 3回 参加者数 82人
- ・「食」の大切さを手作り料理や人形劇で表現
- ・人形劇は健康づくりフェスティバル及び福田中学校（9回）で実施
参加者延べ数 186人
- ・子どもの料理教室 12回 参加者延べ数 247人
従来から旧関宿町の食生活推進員の地区活動として幼稚園の子どもを持つ母親に対して月1回実施してきたが、合併後も関宿地域で実施
- ・離乳食講習会 2回 参加者延べ数 43人
- ・親子の楽しい料理教室 3回 参加者延べ数 82人

【事業、実施等の課題】

食生活の多様化・外食化に伴う食と農の距離の拡大や家庭における食の教育力の低下など、食をめぐる諸課題が顕在化していることを踏まえ、市民ひとり一人が自らの食について考え、判断する能力を養成する「食育」を推進していくことが求められています。

【施策の方針】

食生活の多様化・外食化に伴う食と農の距離の拡大や家庭における食の教育力の低下など、食をめぐる諸課題が顕在化していることを踏まえ、市民ひとり

一人が自らの食について考え、判断する能力を養成する「食育」を推進していきます。そのために、乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保健センターの調理室等を活用した食事づくりなどの体験活動や子ども参加型の取り組みを進めていきます。

(イ) 講習会、講演会の充実 [既存] (児童家庭課)

【事業、施策等の現状】

講習会の内容の見直し

0歳児の保護者を対象に、離乳食の作り方や育児、保健等に関する講習会を行うほか、乳幼児の保護者を対象に手作りおやつの実習を行っています。

実績

(平成 15 年度)

・ 離乳食講習会 2 回	}	60 組参加
・ 手作りおやつ講習会 1 回		

【事業、実施等の課題】

0歳児の保護者を対象とした離乳食の作り方や育児、保健等に関する講習会のほか、乳幼児の保護者を対象とした手作りおやつの実習は、参加機会の拡大と内容の充実が求められています。

保育所入所児童の保護者に対して「栄養だより」による情報提供を行っていますが、さらに、保護者会を活用した「食育ミニ講座」の開催や保育所での野菜づくりを活用しての食事づくり等の体験活動に取り組んでいく必要があります。

食に対する興味を深めるために、現在、保育所で実施している高齢者とのふれあい事業での芋掘り体験を通じて、地域の方々との交流、食育の充実を図っていく必要があります。

【施策の方針】

発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。今後、保育所において「食育ミニ講座」を開催していきます。

食事づくり等の体験活動を通じて、子どもも参加して食に対する興味を深まるよう地域との交流も含めて検討していきます。

(ウ) 食生活改善推進員活動の充実〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

保健栄養教室、食生活改善教室等への参加者を増やしていくための方策については、「食生活改善推進だより」を発行し、自治会班回覧するとともに、希望者に個別配布するほか、推進員自身が各地域で参加の呼びかけを実施しています。

生活習慣病の予防の必要性を伝えるため、「食生活改善推進だより」に食生活改善や運動等が生活習慣病予防に効果があること等の関係記事を掲載するとともに、保健栄養教室等を紹介しています。

食生活、運動等の総合的な予防対策にかかる事業については、食をとおして住民健康の保持増進を図り、正しい食生活の普及を図るべく以下のような各種事業を実施しています。

実績

(平成 12 年度～)

各種教室等を開催し、生活習慣病予防の啓発に努めた。

- ・保健栄養教室 10回 363人(15年度)
- ・食生活改善教室 16回 206人(15年度)
- ・伝達講習会 59回 1,288人(15年度)
- ・ヘルシークッキング 14回 265人(15年度)

【事業、実施等の課題】

今後、更に自主的な活動を期待する場合には、協議会として位置付けることについて検討する必要があります。

【施策の方針】

食生活を改善し、疾病の予防対策と健康の保持増進のため活動している食生活改善推進員の自主的な活動をさらに推進するため、食生活改善推進員協議会としての位置付けについて検討し、対象者の複雑かつ多様化するニーズに的確に対応していくための適正な人員配置について検討していきます。

(エ) 食生活改善推進員の配置の適正化〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

推進員の増員については、合併の際に、関宿地域分として、20名を増員して対応しています。

実績

(平成15年度)

委嘱者数 82名（合併による増員）

【事業、実施等の課題】

現在、関宿地域においては、合併以降より11名の欠員がある状況です。活動に支障が生じないよう、地域の推進員、自治会長等と相談しながら、補充に努めていく必要があります。

【施策の方針】

食生活改善推進員の欠員を補充することに努めるとともに、増員についても複雑かつ多様化するニーズに的確に対応していくために、適正な人員配置についても検討していきます。

思春期保健対策の充実

小学校中学校で学習しており、行き過ぎた表現や内容に留意しつつ、性に関する正しい知識を身に付けられるよう工夫した教育指導に努めます。また、性感染症についても、講演会の開催や市報等による広報啓発に努めます。

(ア) 性に関する啓発活動の充実 [既存] (保健センター)

【事業、施策等の現状】

思春期の悩みの電話相談は随時受付けており、野田健康福祉センターとの連携を図っています。

エイズ抗体検査受診率の向上については、成人式や講演会等に性感染症のパンフレットと保健所で実施しているエイズ抗体検査の案内を配布し、受診率の向上を図っています。また、市報と一緒に配布している健康ガイドに毎月のエイズ抗体検査の実施日を掲載しています。

【事業、実施等の課題】

電話相談については、引き続き着実な事業推進が求められています。

10代の人工妊娠中絶、性感染症（エイズ含む）の増加が社会問題になっており、性に関する健全な意識の涵養と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要です。また、学校における相談体制や学校への支援体制を強化するとともに、家庭や学校・地域での相談体制の充実を図っていくことが必要です。母子保健計画においても、「中学生も視野に入れながら、より若い世代への啓発を行っていくことも検討する」こととしています。

【施策の方針】

学校や地域との連携を図りながら、講演会の開催や成人の日、市報等を利用し、知識の普及や問題の解決に取り組みます。また、乳幼児期から親への教育、相談等の支援を行い思春期における性に関する諸問題等を未然に防いでいきます。

(イ) 性教育の充実〔既存〕（指導課）

【事業、施策等の現状】

実績

（平成 14 年度～）

- ・学習指導要領の改訂により、小学校 3 年生から 6 年生に保健の教科書を配布しています。保健領域としての扱いでは「育ちゆく体とわたし」を学習し、思春期における体の発育・発達について指導しています。
- ・中学校においては 1 年生で「心身の機能の発達と心の健康」を学習し、生殖にかかわる機能の成熟に伴い、性衝動、異性への関心、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択について取り扱っています。
- ・教材や内容の取り扱いについて、その事情に応じて適切に指導しています。

【事業、実施等の課題】

母子保健計画においては、性教育について「学校及び市教育委員会との連携を強化し、性教育の充実を図る」こととしており、行き過ぎた表現や内容に十分に留意し、実態や実情に応じた適切な指導をすることが求められています。

【施策の方針】

行き過ぎた表現や内容に十分に留意し、性に関する正しい知識を身につけられるよう、学習活動を適切に工夫して、性教育を取り扱っていきます。

(ウ) 薬物乱用防止対策事業の推進 [既存] (学校教育課)

【事業、施策等の現状】

小学校における薬物指導は、平成 14 年度から保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施しています。

中学校における薬物指導は、特別活動の時間や保健体育の授業の中で「薬物乱用防止」を扱った指導を実施しています。

実績

(平成 15 年度)

- ・小学校 11 校 (55%) で薬物乱用防止教室を実施。参加者延べ数 1,277 人。
- ・中学校 1 校 (10%) で薬物乱用防止教室を実施。参加者延べ数 450 人。
- ・県主催の「薬物乱用防止教育研修会」には市内全小中学校から代表 1 名が参加し、この分野の教育の重要性を再確認しました。同研修会において清水台小学校が実践報告を行いました。
- ・厚生労働省より薬物防止キャラバンカーを小学校 8 校で招待し、活用しました。

【事業、実施等の課題】

薬物乱用防止教育については、引き続き学習指導要領に基づき各小・中学校とも保健の時間等を中心に計画的に指導していく必要があります。

一方、警察官や麻薬取締官 OB 等の外部の専門家を招待しての「薬物乱用防止教室」については、薬物乱用防止キャラバンカーの招待と合わせ、全ての小・中学校で最低年 1 回以上の開催を目指していく必要があります。

【施策の方針】

各小学校ともに、最低年 1 回以上は「薬物乱用防止教室」を開催するよう努めていきます。また、小学校の薬物指導については、現行学習指導要領の体育の保健領域で明示される喫煙、飲酒、薬物乱用等の指導内容に基づき、今後も適切な指導を行っていくこととします。

中学校においても、最低年 1 回以上は「薬物乱用防止教室」を開催するよう努めていきます。また、喫煙、飲酒、薬物乱用等の指導の充実が図れるよう、当該要領に基づき適切な指導を行っていきます。

小児医療の充実

現在24時間体制で小児科医の配置を行っており、更なる充実に努めます。

休日診療、緊急時の医療体制の周知徹底〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

急病センターや在宅当番医のお知らせを市報に掲載したほか、ホームページ、「テレホンガイドのだ」に掲載するなどにより、より一層の周知を図っています。

実績

（平成 12 年度～）

- ・野田ガイドマップの配布や市報掲載、「テレホンガイドのだ」により休日当番医の周知を行いました。

（平成 15 年度～）

- ・上記に加え、お盆・年末年始における診療実施医療機関について、急病センター等に掲示しました。

【事業、実施等の課題】

市報やホームページに掲載している休日当番医等の情報について、未だ知らなかったという声が地域福祉計画の地区別懇談会でありました。

周知徹底のため、種々の周知方法を検討するとともに、年末年始等の診療実施機関については、掲示場所・機会を拡大することが求められています。

【施策の方針】

引き続き市報、ホームページ等により周知徹底を図るほか、年末年始等の診療実施情報の掲示場所の拡大について検討していきます。

現在、急病センターでの夜間診療のほか、小張総合病院では 24 時間体制で小児科医を配置し対応していますが、『地域医療体制の整備に関する基礎調査報告書』に基づき、更なる充実に努めるほか、病気の早期発見・早期治療対策を推進するとともに、子育て支援の一環としての乳幼児医療費助成制度について啓発・周知を図っていきます。

家庭で病気や事故にあったとき、適切な応急手当ができれば、悪化を未然に防いだり、治療がしやすくなります。そのため、子どもに特有な病気や症状・事故等について、落ち着いて看護できる状態をつくるとともに、保護者の不安軽減を図るため、事故予防方法、病気予防療法や万一の際の応急措置等に関するパンフレットを作成配布していきます。

「野田市の母子保健計画」に盛り込まれた施策等の推進

親と子が生き生きと健やかに暮らし、育児不安を解消し自信と夢を持って子育てができるような環境を整備することを目標として策定した計画の推進に努めます。

(ア) 口腔衛生指導の充実〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

保育所や学校との連携のうえ、保育所・学校等における歯みがきについての巡回指導を実施しています。

また、2歳3か月児を対象とした歯科相談を実施するとともに、2歳3か月健康相談後に希望者を対象としたフッ素塗布を実施しています。

実績

(平成 15 年度)

(3歳児等を対象とした歯みがき教室の開催)

・開催数 46回 指導数 753人

(平成 15 年度)

(保育所・学校等における訪問指導)

・開催数 96回 指導数 3,103人

(平成 15 年度)

(2歳3か月児相談)

・開催数 58回 指導数 991人

(平成 15 年度)

(フッ素塗布)

・開催数 12回 指導数 451人

歯の健康が優れている幼児とその母親を表彰することにより、生涯にわたって自分の歯で食べられるよう歯科疾患の予防の正しい知識を啓発するとともに、3歳児健康診査の結果により、むし歯のない児童を選定し、個人に通知して募集し、「母と子のよい歯のコンクール」を実施しました。

平成12年以前から実施している「むし歯予防デー」に合わせ市報により歯の大切さを啓発しました。

実績

- ・母と子のよい歯のコンクール
(平成 15 年度)
- ・開催数 1 回 診査数 23 組

【事業、実施等の課題】

平成 15 年度の 1 歳 6 か月児健康診査で、むし歯のある幼児が 3.8%、3 歳児健康診査では 34%でした。一方、3 歳児になると保育所や幼稚園に通っている児童が多く、3 歳児対象のはみがき教室に参加する児童が少なくなります。また、保護者のむし歯予防に関する認識も低いことが問題となっています。

【施策の方針】

歯の健康の基礎をつくる乳幼児期に正しい知識の普及・啓発を図るために、巡回指導や歯科相談を実施している口腔衛生指導は、保育所や学校との連携のうえ、市立以外の施設での相談を増やし、年 2 回行います。その内の 1 回は保育参観日などの行事に併せて、親子で参加できるように関係者と検討し、歯科保健対策の充実を図っていきます。

(イ) 予防接種の推進〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

年間日程等の配布と広報周知

毎年3月15日号の市報の健康ガイド欄に年間の日程を掲載し、毎月15日号の市報に月ごとの日程を掲載しています。また、市報が配布されていない世帯に対し、保健推進員が個別配布を実施しています。

予防接種案内の周知徹底

転入者に対しては、市民課、支所、出張所と連携を図り、転入届提出時に案内文を配布し、周知を図っています。

年度	種別	実施者	実施率
平成15年度	急性灰白髄炎（乳幼児）	2,433人	81.2%
	日本脳炎（幼児、小4～6、中3）	6,139人	77.2%
	麻疹（幼児）	1,192人	79%
	三種混合（乳幼児）	4,389人	68.8%
	二種混合（百日咳にかかった児童）	9人	75%
	二種混合（小6）	1,016人	100%
	風しん（s54.4.2～s62.10.2生まれ未実施者）	1,262人	84.3%

【事業、実施等の課題】

母子保健計画においては、「保護者に対して予防接種の必要性や副作用の症状等についての情報提供を十分行うとともに、医療機関との連携等により接種勧奨に努める」こととされています。

予防接種の日程を増やす等受けやすい環境整備をし、予防接種率の向上を図る必要があります。

【施策の方針】

医療機関に、接種勧奨や予防接種に関する相談ができるように協力依頼しながら予防接種の推進に努めていくとともに、個別通知の中に新規情報等を盛り込んだ情報の提供を今後も継続していきます。（3か月、1歳、3歳家庭への通知）

(ウ) 医療機関・学校・保健所等の関係機関との連携強化〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

外部団体が開催している母子保健関係職員研修会に参加しています。

母子保健推進事業協議会への参加により、医療機関、柏児童相談所等の関係機関との連携と情報交換を行っています。

実績

(平成 12 年度～)

- ・保健所主催の千葉県野田保健所母子保健推進協議会への参加
- ・保健所管内保健師業務連絡会への参加
- ・保健所主催の母子保健福祉にかかわる担当者会議への参加
- ・学校(養護)との予防接種の円滑な実施のための打ち合わせ会の実施
- ・庁内関係課と打ち合わせ

【事業、実施等の課題】

近年、当市においても児童虐待事例（虐待の疑い含む。）が多くなってきたため、母子保健福祉にかかわる担当者の緊密な連携が求められています。

【施策の方針】

母子保健分野でも虐待の危険性を早期に見極め、未然に防止できるような支援策を講じていくため、医療機関、学校、保健所等の関係機関との連携強化を図っていきます。

(エ) 母子等医療費の助成の推進〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

母子健康手帳交付時及び両親学級において、制度の説明及びチラシを配布し、啓発・普及を行っています。

また、保健推進員による妊婦訪問の際、制度の紹介を行っています。

実績

(平成 15 年度)

- ・母子等医療費助成金申請件数 1,961件

【事業、実施等の課題】

未熟児医療費助成制度により償還される助成額と、乳幼児医療費助成金制度における乳幼児医療自己負担額とで不合理にならないように扱う必要があります。

【施策の方針】

十分な説明とともに、今後も引き続き事業の広報・周知に努めていきます。

(オ) 各種がん検診の充実 [既存] (保健センター)

【事業、施策等の現状】

平成 15 年度から受益者負担の観点から自己負担金を徴収しています。

(参考)

胃がん	500 円
大腸がん	500 円
子宮がん 集団	400 円
子宮がん 個別	700 円
乳がん 集団	300 円
乳がん 個別	400 円
乳がん (マンモグラフィ) 集団	400 円
結核検診 集団	無料
肺がん (喀痰検査)	400 円

医療機関との連携を密にした対応

- ・ 制度改正があった場合には、医療機関と連携し、情報を把握しながら検診方法等について対応しています。

実績

各種がん検診の実績

年度	種別	受診者	受診率
平成 15 年度	胃がん	7,916 人	16.9%
	肺がん	11,166 人	23.9%
	子宮がん	7,815 人	22.7%
	乳がん	6,164 人	17.9%
	大腸がん	10,225 人	21.9%

【事業、実施等の課題】

がんは早期に発見し、早期に適正治療することが重要であるため、より一層の受診率の向上に資する取り組みが求められています。

健康への関心を単なる知識で終わらせず、保健事業への参加を通じて、自分の健康は自分で守るという努力に結びつける必要があります。

【施策の方針】

広報の掲載及びパンフレット等で受診を勧奨し、受診率の向上につなげるとともに、各地域で実施されている健康相談及び講演会に参加するように勧奨していきます。

(カ) 胸部X線検査の促進 [既存] (保健センター)

【事業、施策等の現状】

対象者への個別通知時に、予防接種についてのチラシを同封し、接種を勧奨し、接種率の向上を図っています。

実績

(平成 15 年度)

(胸部エックス線検査)

- ・一般住民 12,261 人
- ・事業所 2,116 人

・ツベルクリン反応実施率 乳幼児 92.9%

(参考)

小中学校におけるツベルクリン反応検査及びBCG接種については、法改正により平成15年度から廃止。

【事業、実施等の課題】

早期発見・早期治療が結核を治癒に導く最も良い方法ではありますが、結核は固有の自覚症状を伴わないものが多く、積極的な医療機関受診による発見以外には、有効な手立てはないので、受診率の向上策が求められています。

【施策の方針】

結核は、感染症であるということを認識し、広報に努めるとともに、各地域での健康相談の場を利用し検診の重要性を周知していきます。

(キ) 健康教育の充実〔既存〕（保健センター）

【事業、施策等の現状】

家庭にいる女性に対するがん予防や生活習慣病予防教室への参加を促進しています。

保健師等による地域における生活習慣病予防教室、健康づくり教室、骨粗鬆予防教室等において知識の普及を図っています。

実績

(平成 15 年度)

(骨粗鬆症、糖尿病など、7種の病態別健康教育等)

教室開催数 143 回 参加延人員 12,917 人

(健康づくりフェスティバルでの骨量健診) 受診者数 102 人

・骨密度測定器を設置し、いつでも測定ができ、自己の骨量が確認できるようになるとともに、保健師が健康相談に応じる体制を構築しました。

【事業、実施等の課題】

女性は男性と異なる特有の身体的特徴を有していることから、これまでの健康教育に加え、新たに女性を視野に入れた健康教育が必要であるといわれています。

特に、女性は年代により様々な健康上の問題に直面し、生活上においても影響が現われています。また、時代を反映した取り組みが求められています。

【施策の方針】

健康福祉センター（保健所）と連携した女性特有の健康教育の実施や、若い世代から健康づくりの生活習慣を身に付ける知識の普及と情報提供等の充実に努めていきます。若い人が集まる機会（成人の日及びエイズ教育講演会等の対象者）を利用して健康に関する知識の普及・啓発に努めていきます。